

【はじめに】

■「1月20日」は障害分野の記念日

今年の障害分野をめぐる最も大きな出来事の一つに、障害者に関する権利条約（以下、権利条約）の批准があげられるのは論を争うまい。日本国としての批准日は2014年1月20日、発効日は2月19日で、わけても批准日は日本の障害分野の歴史に永く刻まれることになるだろう。

権利条約のすばらしさや意義については繰り返すまでもないが、前文（25項目）と本則（50箇条）のいずれをとっても目からうろこである。たとえば、社会モデル的な視点に軸足を移した新たな障害観（前文e項、第1条）や権利条約の全体を貫いている「他の者との平等を基礎として」（このフレーズは35回登場）とする考え方などは日本の障害関連政策の近未来に影響を及ぼすことになるだろう。批准した権利条約の法的な効力は重く、一般法律の上位に位置することになる（憲法第98条2項に基づいて）。ただし、すでに批准している他の人権条約をみる限り、批准によって自動的にその効力が発揮されるわけではない。主体的に活用する視点を忘れてはならず、たゆまぬ運動によってその価値の増減が決まるのだということを肝に銘ずべきである。

権利条約の効力は、批准前の時点でいくつか顕在化している。2009年12月に設置の決定をみた「障がい者制度改革推進会議」（以下、推進会議）ならびにその後継審議体である障害者政策委員会（2012年5月設置）はその代表格であり、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定へ向けての意見書を練り上げるなど、批准のための条件整備が図られた。また、各地で進んでいる障害関連の条例制定も権利条約を追い風とし、5月10日現在の制定状況は、障害者差別禁止関連で12自治体、手話・言語関連で4自治体に上っている。

■起こしてはならない深層崩壊

一方で、機械的な財政削減策と政治状況の変化は社会保障政策や社会福祉政策の全般に暗い影を落としている。昨年12月成立をみたいわゆる社会保障プログラム法に立脚した新たな潮流（社会福祉法人政策の見直しを含む）や生活保護制度の後退策の強行はその典型である。また、所得面の対応が成されないままの消費税率のアップや年金額の見減りは、少なくない障害者に新たな辛苦をもたらしている。加えて、今国会に上程されている「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」とも関連しながら急浮上している精神科病院におけるいわゆる「病棟転換問題」なども看過できない問題現象の一つである。先にあげた障害者政策委員会の動きも推進会議の頃と比べてトーンダウンを余儀なくされている。

権利条約の価値がいかに大きかろうと、社会全体の問題性の増大はその輝きを鈍らせてしまう。いわば深層崩壊に巻き込まれるようなもので、権利条約独りが立ち続けることはあり得ない。また、批准された権利条約の下で問題政策が公然化したり放置されるとすれば、「権利条約との矛盾は許されるのですか、権利条約の力はその程度なんですか」ということになるだろう。批准された権利条約の力を増幅させる取り組みと同時に、社会に横たわる人権侵害や社会保障政策の真髄を弱体化させる関連動向にも厳しく対処していかなければならない。

■JDFと一体化を

ここで、障害分野に関わってもう二つ付言しておきたい。一つは、「東日本大震災と障害のある人」についてである。一貫して残っている課題の一つは、いわゆる「障害

者の死亡率2倍」に関する国を含む行政上の検証が実施されていないことである。高い確率で懸念されている新たな震災や津波、台風などによる風水害などを想定するならば、一刻も早い国レベルでの精緻な検証が求められる。日本障害フォーラム（以下JDF）を通してその具体化を強く求めていきたい。昨年3月に完成した被災障害者の証言を基に製作したドキュメンタリー映画「生命のことづけ」のDVDの普及にも力を入れたい。被災地への具体的な支援については、「忘れない」を合言葉に、JDFと一体となりながら、長期的な視点でこれを展開していきたい。

今一つは、JDFに関してである。本年10月で10周年を迎えるJDFであり（設立は、2004年10月31日）、ふり返りと到達点を明らかにしなければならない。権利条約の批准を最大の目標としてきたJDFであるが、次なる目標をどこに置くのか、新たな方向性づくりが問われることになる。なお、当座の具体的な課題としては、権利条約批准に伴う政府報告書（国連に対して、権利条約の履行状況を批准後2年以内に提出）のチェックならびにパラレルレポート（政府報告書とは別にNGOとして提出が可）の作成があげられる。これらの作業には相当な知見とエネルギーが必要であり、JDとしても貢献していきたい。

■力を合わせ財政基盤の確立を

JDは、前身を国際障害者年日本推進協議会として1980年に結成し、1993年に日本障害者協議会と改称、2012年にNPO法人の認証を得て現在に至っている。現在の正会員数は61（団体）で、JDFの構成団体の一つとなっている。特徴として、①障害種別や年代、分野（専門領域）などを超えての多様な団体による組織形成、②政策提言や具体的な行動を中心に国会や政府への働きかけの重視、③他の12団体とともにJDFを構成し、日本の障害分野全体の発展に尽力、などがあげられる。これらについては、より磨きをかけ深めていかなければならないが、重要な政策課題についてもこれまでに増して力を注ぐ必要がある。具体的には、JDの結成以来の懸案である扶養義務制度（過重な家族負担や家族への依存の温床）の改正や本格的な所得保障制度の確立に展望を開くことであり、引き続きいわゆる「谷間の障害の問題」の解消やディーセントワーク（尊厳のある労働）の実現、情報・コミュニケーション関連法制の整備などについても具体化を迫っていかなければならない。これらの政策課題の具体化にあたっては、当該会員のニーズを基本とするとともに、JDFとの連携が肝要となる。

重要さを増すJDの存在と役割であるが、活動や事業の質とともに問われるのは基礎体力である。その最たるものが財政基盤である。残念ながら、JDの財政状況は慢性的な脆弱状態にあると言わなければならない。取得したNPO法人は直接的に財政の好転につながるものではなく、法人格を生かしながらも主体的な財政活動を強化していかなければならない。幸いにして、ここ数年力を入れてきた賛助会員増が功を奏し始め、企画委員会による学習と収益を兼ねての試行事業も新たな可能性を覗かせている。2014年度を、こうした財政活動の加速年、飛躍年としていきたい。

本総会の決定事項について、毎月開催の理事会がその執行にあたり、具体化については5つの専門委員会（総務委員会、政策委員会、企画委員会、広報委員会、情報通信委員会）がそれぞれに、また連携して取り組んでいきたい。組織機構に変更のない2014年度であるが、障害分野をめぐる国の内外の動きは激しく、これらへの的確で迅速な対応を含めて機能面での強化が求められる。会員個々の発展を期待するとともに、新たな会員を迎え入れるよう努力し、会員や賛助会員によるJDへのいっそうの支援を願いたい。